

54産局第121号
昭和54年3月12日

通商産業局長 殿

通商産業省産業政策局長

冠婚葬祭互助会の名称・パンフレット表示等の適正化について

上記の件について、下記のとおり公正取引委員会が株式会社大阪市冠婚葬祭互助会に対し、同互助会のパンフレットの表示について、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）第4条に違反するおそれがあるとして嚴重警告を行うとともに、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会、全国冠婚葬祭互助会連盟、全日本冠婚葬祭互助協同組合及び日冠連協同組合連合会に対し傘下互助会の表示の適正化について、指導方要望がなされた。当省としては、互助会業界に対し従来から名称及びパンフレットの表示についてはその適正化を要請しているところであるが、更に誤認を与えるおそれのある名称の改善及びパンフレット表示の改善促進について、管内事業者の指導方を願います。

記

1. 概 要

冠婚葬祭互助会のパンフレット等の表示について、一般消費者に著しく誤認を与える表示であり、景表法第4条に違反のおそれがあるとして、当該互助会

に警告を行うとともに、関係団体に対し改善方要望したものである。

2. 当事者

- (1) 警告の相手方 株式会社大阪市冠婚葬祭互助会
- (2) 要望の相手方 社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
全国冠婚葬祭互助会連盟
全日本冠婚葬祭互助協同組合
日冠連協同組合連合会

3. 警告及び要望の時期 2月16日

4. 警告及び要望の内容

(1) 警告

同社のパンフレット中、①名称表示及び互助会の趣旨に関する記載が公的機関の行う福祉的事業であるかの如く表示し、②契約の範囲内では提供できない結婚式場、料理等の写真を掲載してこれらのサービスがあたかも契約の範囲内で提供されるかの如く表示している行為について、消費者に著しく誤認を与えるおそれのある表示として、景表法第4条に違反するおそれがある旨嚴重警告したものである。

(2) 要望

それぞれの団体傘下の互助会についても、同様の事例が見受けられるので、加盟互助会に対し、表示の適正化について指導その他所要の措置を講ずるよう要望したものである。